

厚生委員会報告資料

令和4年8月19日

報告事項件名	頁
1 子ども医療費助成事業の高校生等への拡大について・・・・・・・・・・	2
2 エンディングノート見直しの進め方について・・・・・・・・・・	5
3 旧本木東小学校跡地の特別養護老人ホーム整備に関する補助金について・・・・	7
4 足立区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定に係る調査及び 次期計画作成支援委託プロポーザルの選定結果について・・・・・・・・	10
5 高額介護サービス費の算定誤りに伴う支給対象期間について・・・・・・・・	15
6 足立福祉事務所滞納対策アクションプランの取組み結果について・・・・	16

(福祉部)

厚生委員会報告資料

令和4年8月19日

件名	子ども医療費助成事業の高校生等への拡大について		
所管部課名	福祉部親子支援課		
内 容	1 現在までの経過		
	月 日	東 京 都	特 別 区
	1月24日	令和4年度、都予算の発表にあたり、令和5年度から子ども医療費事業の高校生世代までの拡大を発表し、翌25日に新聞報道される。	区長会及び区への情報提供や説明なし
	2月22日	令和4年第一回都議会定例会の代表質問に答える形で、都知事が令和5年度からの子ども医療費助成事業を高校生世代までに拡大すると答弁。自民党都議から「区市町村との協議がなされていない」との批判を受ける。翌23日に新聞報道される。	区長会及び区への情報提供や説明なし
	3月 3日	小池都知事が、都と区市町村で折半するとしていた費用について2023年度の事業開始から3年間は都が全額負担する、と記者に説明。翌4日に報道される。	区長会及び区への情報提供や説明なし
	3月～5月の区長会において	特別区長会の場で、福祉保健局長から、数回にわたり事業説明がある。説明内容は、終始、所得制限有り、通院一回当たりの自己負担有りの、東京都の制度のみ。	中学生までと同様、「所得制限無し、通院一回当たりの自己負担無し」で、23区の総意として実施したいと考えている事及び、その財源を都が考えるよう要望。
2 子ども医療費助成事業の区の考え方 年度末15歳以下と同様「所得制限なし、自己負担なし」で実施			
3 東京都と特別区の事業内容の比較			
項 目	東 京 都	特 別 区	
所得制限 (児童手当の所得制限の準用)	あり	なし	
自己負担額 (通院一回200円)	あり	なし	

内 容

4 対象拡大児童

拡大前：年度末15歳以下 ⇒ 拡大後：年度末18歳以下

5 足立区における対象児童数

約17,000人

6 事業開始時期

令和5年4月

7 令和4年度の準備経費

合計 13,772千円（東京都10/10補助）

(1) 事務費 13,772千円

職員手当等及び役務費等

(2) システム改修等費用 0千円

ア 委託料総額 17,754千円（令和5年度に総額を支出）

イ 債務負担期間 令和4年度～令和5年度

ウ 設定額 令和4年度 0千円

令和5年度 17,754千円

エ 改修期間（工期） 令和4年8月～令和5年3月

（医療証発行等無料化に必要な改修）（予定）

令和5年4月～令和5年5月

（統計資料作成まで）（予定）

8 令和5年度以降の経費（推計）

項 目	東 京 都	足 立 区
当初3年間（令和5～7年度）の 年間事業費（事務経費を含む） 約530,000千円/年※	都事業費分 10/10 約430,000千円/年	所得制限超過分 及び自己負担分 約100,000千円/年
4年目（令和8年度）以降の 事業費（事務経費を含む）	都事業費分 1/2	協議

※ 一人当たり医療費：30千円、対象児童：約17,000人
年間扶助額：510,000千円、年間事務費：20,000千円

9 今後の東京都と特別区との協議事項

- (1) 4年目（令和8年度）以降の財源
- (2) 所得制限及び自己負担相当額の財政面での取り扱い

10 今後の課題

児童本人に、一定以上の所得（《参考》1所得制限を参照）がある場合対象とするか否か等、詳細について今後改めて23区で検討していく。

<p style="text-align: center;">内 容</p>	<p>11 今後のスケジュール</p> <p>(1) 個人情報保護審議会：7月28日諮問・承認 (2) システム改修：8月中に契約締結(予定) (3) 申請書等発送：11月(予定) (4) 医療証発送：令和5年3月下旬</p> <p>《参考》 東京都の所得制限及び自己負担の考え方</p> <p>1 所得制限額 児童手当制度に準拠 例：扶養親族3人の場合、年収960万円未満 (実際の適用は所得で判断)</p> <table border="1" data-bbox="472 685 1386 1001"> <thead> <tr> <th>扶養人数</th> <th>所得限度額(万円)</th> <th>収入額の目安(万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>660万円</td> <td>875.6万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>698万円</td> <td>917.8万円</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>3人</td> <td>736万円</td> <td>960.0万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>774万円</td> <td>1,002.0万円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>812万円</td> <td>1,040.0万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 自己負担 通院1回あたり200円</p>	扶養人数	所得限度額(万円)	収入額の目安(万円)	1人	660万円	875.6万円	2人	698万円	917.8万円	3人	736万円	960.0万円	4人	774万円	1,002.0万円	5人	812万円	1,040.0万円
扶養人数	所得限度額(万円)	収入額の目安(万円)																	
1人	660万円	875.6万円																	
2人	698万円	917.8万円																	
3人	736万円	960.0万円																	
4人	774万円	1,002.0万円																	
5人	812万円	1,040.0万円																	
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>令和5年4月開始に向け条例改正等の準備を進める。</p>																		

厚生委員会報告資料

令和4年8月19日

件名	エンディングノート見直しの進め方について																		
所管部課	福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課																		
内容	<p>エンディングノート見直しの進め方について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 エンディングノートの必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人生の終わりに向けて、残された人のための覚書としてだけではなく、どんな時にも自分の意思が尊重されるための意思決定表明の手段として、さまざまな福祉サービスの提供方針決定の際にも活用できるツールである。 ・ 日々変化する日常生活の中で、本人の意思が最大限に尊重されるよう、変化に応じて継続的な見直しが必要となるツールである。 <p>2 市販品と区作成品のエンディングノートの比較</p> <table border="1" data-bbox="443 1003 1426 1850"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 1003 635 1081"></th> <th data-bbox="635 1003 1031 1081">市販品</th> <th data-bbox="1031 1003 1426 1081">区作成品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 1081 635 1234">主体者</td> <td data-bbox="635 1081 1031 1234">記入者が家族等のことを考えて書く</td> <td data-bbox="1031 1081 1426 1234">記入者が、自分自身のために書く</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1234 635 1388">目的</td> <td data-bbox="635 1234 1031 1388">終活の一環。残された者のための覚書</td> <td data-bbox="1031 1234 1426 1388">社会福祉施策の運営における意思決定支援のツールを兼ねる</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1388 635 1543">イメージ</td> <td data-bbox="635 1388 1031 1543">人生の終わりに向かっていう負の印象</td> <td data-bbox="1031 1388 1426 1543">やりたいことや、これからの夢など、自身の望ましい将来を想定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1543 635 1697">記入事項</td> <td data-bbox="635 1543 1031 1697">高齢者の生活に関わる一般的な事項</td> <td data-bbox="1031 1543 1426 1697">足立区の地域性や区民の健康状態、福祉需要等を踏まえた事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1697 635 1850">記入環境</td> <td data-bbox="635 1697 1031 1850">記入者のみ、または家族と相談するなど</td> <td data-bbox="1031 1697 1426 1850">ケアマネジャー等の支援が期待できる</td> </tr> </tbody> </table>		市販品	区作成品	主体者	記入者が家族等のことを考えて書く	記入者が、自分自身のために書く	目的	終活の一環。残された者のための覚書	社会福祉施策の運営における意思決定支援のツールを兼ねる	イメージ	人生の終わりに向かっていう負の印象	やりたいことや、これからの夢など、自身の望ましい将来を想定	記入事項	高齢者の生活に関わる一般的な事項	足立区の地域性や区民の健康状態、福祉需要等を踏まえた事項	記入環境	記入者のみ、または家族と相談するなど	ケアマネジャー等の支援が期待できる
	市販品	区作成品																	
主体者	記入者が家族等のことを考えて書く	記入者が、自分自身のために書く																	
目的	終活の一環。残された者のための覚書	社会福祉施策の運営における意思決定支援のツールを兼ねる																	
イメージ	人生の終わりに向かっていう負の印象	やりたいことや、これからの夢など、自身の望ましい将来を想定																	
記入事項	高齢者の生活に関わる一般的な事項	足立区の地域性や区民の健康状態、福祉需要等を踏まえた事項																	
記入環境	記入者のみ、または家族と相談するなど	ケアマネジャー等の支援が期待できる																	

	<p>3 公募によるメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 終活事業を長年行っている専門性の高い民間事業者からの提案を生かすことで、内容の充実が期待できる。 ・ 広告を掲載することにより、作成・発行費用を無償にすることができる。 ・ 契約継続により、作成後の内容見直しにも対応することができる。 <p>4 作成方法</p> <p>広告入りエンディングノートを民間事業者と協働刊行することとし、民間事業者から作成提案を公募するプロポーザル方式事業を実施する。</p> <p>5 スケジュール（予定）</p> <p>令和4年 9月 公募 10月 事業者決定 令和5年 3月 完成</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	

厚生委員会報告資料

令和4年8月19日

件名	旧本木東小学校跡地の特別養護老人ホーム整備に関する補助金について															
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課 総務部 資産管理課、資産活用担当課 総合防災対策室 災害対策課															
内容	<p>令和4年9月に予定している旧本木東小学校跡地の特別養護老人ホーム（以下、「特養」という。）の公募では、水害リスクの高い地域などの理由から、例外的に第一次避難所指定の大規模な「防災拠点型地域交流スペース（以下、「防災スペース」という。）」の併設を条件とする。</p> <p>そのため、防災スペースの整備費用については、通常都・区の補助金に加え、区が事業者追加補助を行う。</p> <p>1 特養に第一次避難所指定の防災スペースを例外的に整備する理由</p> <p>(1) 旧本木東小学校は、浸水深が4.17m（荒川）となっており、水害リスクの高い地域である。学校解体後は、避難者の受入可能人数が234人不足見込みであることから、跡地活用の特養には、例外的に第一次避難所指定の防災スペースを併設することが不可欠である。</p> <p>旧本木東小学校（受入可能人数1,472人）の解体後は、第六中学校（受入可能人数1,568人）及び梅島第二小学校（受入可能人数1,474人）が避難先となるが、想定される避難者数は3,276人となり、受入可能人数を234人超える。特養に防災スペースを整備することで、当該人数の受け入れが可能となる。</p> <p>(2) 「現在の旧本木東小学校校舎を水害時においても避難所として開設するとともに、跡地利用に際しても防災拠点として整備するよう求める」請願が区議会で採択されている。</p> <p>(3) 旧本木東小学校は、平成24年3月の廃校後、現在も第一次避難所として指定している。</p> <p>2 防災スペース等の規模</p> <table border="1" data-bbox="379 1619 1426 1928"> <tr> <td></td> <td>令和4年6月公募 民有地</td> <td>令和4年9月公募予定 旧本木東小学校跡地</td> </tr> <tr> <td>特養</td> <td colspan="2">150床程度</td> </tr> <tr> <td>防災スペース</td> <td>190㎡以上</td> <td><u>400㎡以上（注1）</u></td> </tr> <tr> <td>避難所の種類</td> <td>第二次避難所</td> <td><u>第一次避難所（注2）</u></td> </tr> <tr> <td>災害備蓄倉庫</td> <td colspan="2">概ね50㎡以上</td> </tr> </table> <p>注1 トイレ等の付帯設備を含めると600～800㎡程度を想定 注2 災害時には、不特定多数の避難者が利用する施設となるため、避難者と入居者の動線を分けて、感染症対策を講じるなどの配慮が必要</p>		令和4年6月公募 民有地	令和4年9月公募予定 旧本木東小学校跡地	特養	150床程度		防災スペース	190㎡以上	<u>400㎡以上（注1）</u>	避難所の種類	第二次避難所	<u>第一次避難所（注2）</u>	災害備蓄倉庫	概ね50㎡以上	
	令和4年6月公募 民有地	令和4年9月公募予定 旧本木東小学校跡地														
特養	150床程度															
防災スペース	190㎡以上	<u>400㎡以上（注1）</u>														
避難所の種類	第二次避難所	<u>第一次避難所（注2）</u>														
災害備蓄倉庫	概ね50㎡以上															

3 防災スペースに関するサウンディング調査結果

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響で、収支が悪化している社会福祉法人が多い。
- (2) 400 m²以上の避難スペースは広すぎて、法人が有効活用するのは難しい。
- (3) 大規模な防災スペースは、特養運営において収益を生まない不要なスペースである。

4 追加補助の目的

旧本木東小学校跡地の特養整備では、例外的に事業者にとってオーバースペックとなる防災スペースを整備することから、公募申込者を確保するとともに、特養の安定的な運営基盤を担保することを目的に、例外的に追加補助を行う。

5 通常の補助金

通常の都の補助制度では、トイレ等の付帯設備を含めた防災スペースを整備した場合次の補助がある。区も、都の1/4の額を補助している。

No	広さ (m ²)	都補助額	区補助額	都・区合計
1	190 m ² 以上 380 m ² 未満	900 万円	900 万円×1/4 =225 万円	1,125 万円
2	380 m ² 以上	2,700 万円	2,700 万円×1/4 =675 万円	3,375 万円

6 追加の補助金の計算方法

『防災スペース』の整備費用については、通常の都・区の補助金に加えて、今回に限り、区が次の計算式により追加補助する。

なお、整備・運営事業者は、光熱水費やメンテナンス費などの維持管理費及び大規模改修費を負担する。

【計算式】

$$\text{総工費} \times \frac{\text{『防災スペース』面積}}{\text{延床面積}} - \text{通常の補助金} = \text{追加の補助金}$$

≪追加の補助金の計算例≫

- 1 前提条件
延床面積 9,600 m²、防災スペース 800 m²、単価 42 万円/m²で試算
- 2 総工費
9,600 m²×42 万円/m²=40 億 3,200 万円
- 3 追加補助額
40 億 3,200 万円 (総工費) × $\frac{800 \text{ m}^2}{9,600 \text{ m}^2}$ - 3,375 万円
= 3 億 225 万円

	<p>7 今後の予定</p> <p>令和4年 9月 施設整備・運営事業者公募</p> <p>令和5年 1月 整備運営事業者決定</p> <p>令和5年12月 貸付契約締結（一般定期借地権設定契約）</p> <p>令和6年 2月 施設建設着工（事業者）</p> <p>令和7年11月 施設開設（事業者）</p>
<p>問 題 点 今後の方針</p>	<p>整備・運営事業者決定後、協定書を取り交わして、追加の補助金を年度ごとに出来高払いで支払う。</p>

厚生委員会報告資料

令和4年8月19日

件名	足立区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定に係る調査及び次期計画作成支援委託プロポーザルの選定結果について
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課 地域包括ケア推進課 介護保険課
内容	<p>令和6年度から令和8年度までの3か年計画となる、足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定にあたり、公募型プロポーザルにより、以下のとおり事業者を選定した。</p> <p>1 選定事業者</p> <p>(1) 名称 株式会社 日本能率協会総合研究所</p> <p>(2) 所在地 東京都港区芝公園三丁目1番22号</p> <p>2 選定経過</p> <p>(1) 第1回選定委員会 令和4年4月22日(金) 公表書、説明書、評価基準書等について審議した。</p> <p>(2) 第2回選定委員会 令和4年6月3日(金) 書類審査。参加表明事業者6者を審査し、4者を提案書提出者として選定した。審査結果は別紙1「一次審査(提案書提出者の選定)結果」のとおり。</p> <p>※ その後、選定した4者のうち1者は辞退</p> <p>(3) 第3回選定委員会 令和4年7月27日(水) プレゼンテーションと質疑応答。提案書提出者3者から1者の提案書を特定した(第2回選定委員会の審査結果とは切り離して採点)。審査結果は別紙2-1「二次審査(提案書特定)結果」のとおり。</p> <p>3 委託期間 契約締結日から令和6年3月29日(金)</p> <p>4 提案価格 32,994,945円(税込み)</p> <p>5 提案概要</p> <p>(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や高齢者単身世帯実態調査において、「過去3年間での生活や健康に関する変化」があった人をハイリスク者として分析し、施策の進捗状況をより詳細に測るとともに、次期計画の重点課題を明らかにする。</p> <p>(2) 現在50～60代の区民に対し、介護保険のあり方や高齢になってからどのような将来を望んでいるのかを把握するため、40～64歳</p>

の第2号被保険者調査を実施する。

- (3) 区全体としての高齢者福祉施策の「成果」を判断しやすくするため、成果指標を整理する。成果指標の数を維持する場合でも、ロジックモデルを明確にして評価を行いやすくするとともに、中長期の成果目標を立てることで第9期の位置づけを明らかにする。

6 今後のスケジュール（予定）

年月	内容
令和4年8月	・ 契約締結
令和4年9月から 令和5年3月まで	・ 高齢者等実態調査の設計・実施・分析
令和5年4月から 令和6年3月まで	・ 実態調査報告書作成 ・ 人口推計・給付データ分析 ・ 中間報告・公聴会・パブリックコメント ・ 計画策定

問題点
今後の方針

高齢者施策推進室3課で選定事業者と綿密な調整を行い、実態調査・計画策定に向け作業を進める。

一次審査(提案書提出者の選定)結果

別紙1

対象業務名		足立区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定に係る調査及び次期計画作成支援委託	配点	業者名						
				A者	株式会社 日本能率 協会総合 研究所	C者	D者	E者	F者	
項番	評価項目			得点	得点	得点	得点	得点	得点	
	分類	指 標								
1	経営状況 140点	経営基盤及び経営状況の健全性	財務諸表(決算、貸借対照表、損益計算書等)の分析(税理士による診断結果)	140	140	140	112	140	140	140
2	専任性 140点	当該業務に専念できる時間が十分にあるか	業務従事予定者の手持ち業務量	140	108	120	108	124	104	116
3	業務執行技術力 140点	業務遂行のための知識・経験を有しているか	高齢者保健福祉・介護保険分野、各種行政計画策定分野の受託実績とその内容(高齢者実態調査の実績)	140	108	140	136	128	100	72
4	業務遂行力 140点	業務の実施体制は妥当か	業務従事予定者の人数、資格、経験	140	104	120	136	136	80	68
5	企業の方針 140点	国・都・区の高齢者施策への理解度、業務に対する意欲・能力、情報セキュリティ	提出資料等	140	96	120	100	128	100	108
合 計				700	556	640	592	656	524	504

項番	加点項目			加点	得点	得点	得点	得点	得点	得点
	分類	説明	加点基準(得点)							
1	区内業者	区内に本店があるか	区内に本店がある(10%を加点)	70	0	0	0	0	0	0
総 計					556.0	640.0	592.0	656.0	524.0	504.0

順 位	4	2	3	1	5	6
------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

二次審査(提案書特定)結果

別紙2-1

項番	対象業務名		足立区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定に係る調査及び次期計画作成支援委託	配点		業者名		
						株式会社 日本能率協会 総合研究所	B者	C者
	分類	評価項目	指 標	得点	得点	得点		
1	業務の理解度 140点	業務内容の理解度は十分か	業務実施方針	120	120	100	72	80
2	管理体制	スケジュール調整及び進行管理の仕組みが整っているか	スケジュール、業務実施体制の適確性	60	90	48	46	34
3	105点	役割分担が明確で、連絡調整の仕組みが整っているか		30		22	22	17
4	高齢者・介護の問題に対する現状分析 105点	高齢者や介護の問題に対する現状分析や解決のための取組みについて、足立区の地域特性に応じた内容で具体的・実現可能か	現状分析、足立区の地域特性の理解度、実現性	90	90	75	57	57
5	提案内容的確性	高齢者等実態調査やデータ分析方法、計画策定手法が妥当か 提案内容は、具体的で実現可能か	主要検討事項の把握度 提案内容の妥当性及び具体性	120	150	108	76	80
6	175点	個人情報の管理方法は適切か	個人情報管理体制の的確性	30		26	27	26
7	コスト 70点	コストは妥当か	提案見積価格(提案内容に見合った金額になっているか。別紙2-2「価格別評価表」による)	60	60	36	36	24
8	説得力 35点	説明に説得力があるか 論理的か 説明がわかりやすく、質疑応答が的確か	ヒアリング内容(プレゼンテーション等) プレゼン等における説明能力や業務への意欲、論理性、資料の正確性や作成能力等について	30	90	24	18	20
9	資料作成能力 70点	(図・表を含め)提案書がわかりやすいか 誤字・脱字の有無		60		50	44	38
合 計 ※出席委員6名のため、600点満点				—	600	489	398	376

項番	加点項目			加点	得点	得点	得点
	分類	説明	加点基準(得点)				
1	区内業者	本店・支店・対象業務区域が区内かどうか	本店・対象業務区域が区内	2~5%	—	—	—
2	社会的・地域的貢献度	ISO14001、ワーク・ライフ・バランス認定、災害協定、暴力団等反社会的勢力排除宣言および本プロポーザル選定委員会がこれらに準じる程度の社会的・地域的な貢献活動と認めるもの	3つ以上ある 2つ以上ある 1つ以上ある	3% 2% 1%	3%加点 14.7	2%加点 8.0	1%加点 3.8
総 計					503.7	406.0	379.8

順 位	1	2	3
------------	---	---	---

価格別評価表

提案価格	配分
26,400,000未満 (価格の80%未満)	2点
26,400,000以上～27,720,000未満 (価格の80%以上～84%未満)	3点
27,720,000以上～29,040,000未満 (価格の84%以上～88%未満)	4点
29,040,000以上～29,700,000未満 (価格の88%以上～90%未満)	5点
29,700,000以上～31,020,000未満 (価格の90%以上～94%未満)	4点
31,020,000以上～33,000,000 (価格の94%以上～100%)	3点

厚生委員会報告資料

令和4年8月19日

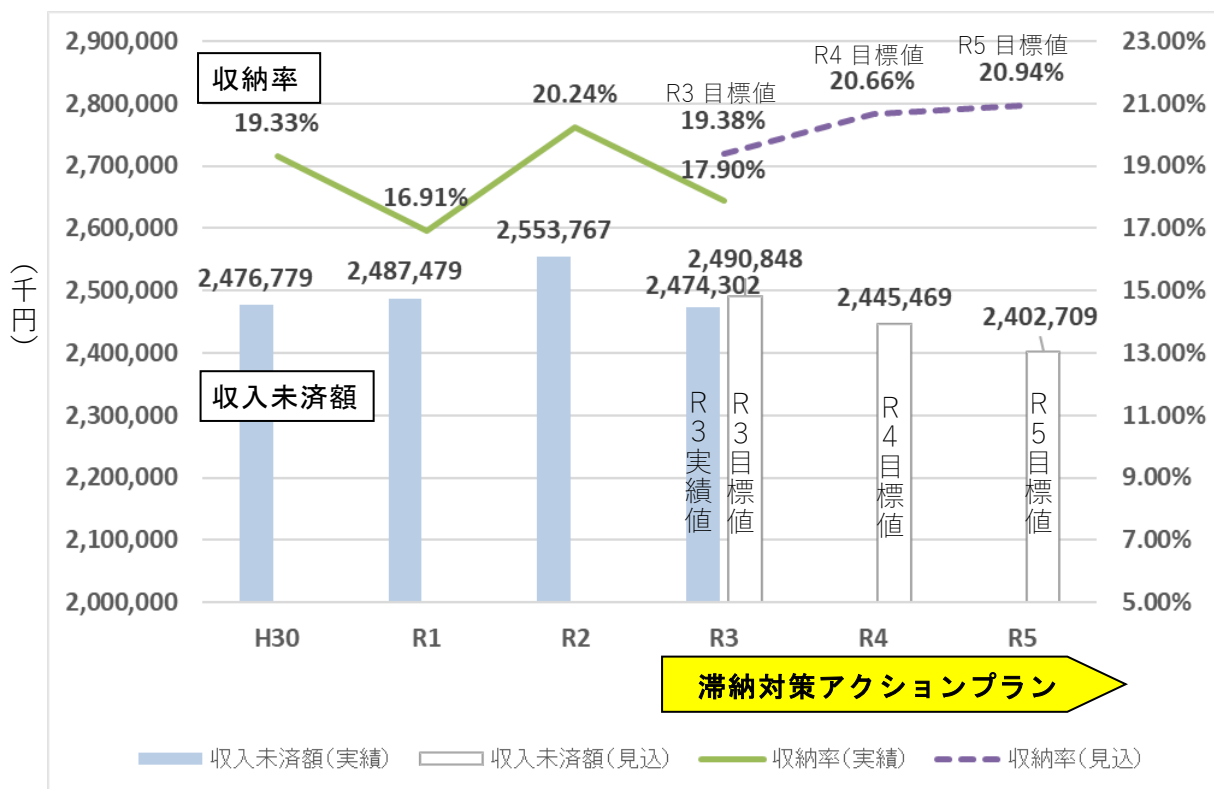
件名	高額介護サービス費の算定誤りに伴う支給対象期間について
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課
内容	<p>令和4年3月の厚生委員会報告において検討中としていた、高額介護サービス費の算定誤りに伴う支給対象期間について報告する。</p> <p>1 算定誤りの原因</p> <p>公費負担医療の対象者が、訪問看護等の介護サービスを利用した際の自己負担額を、他の介護保険サービスの自己負担額に合算すべきであるにもかかわらず、他の多くの自治体と同様に介護保険システムのプログラムに誤りがあり、正しく高額介護サービス費の計算がされていなかったものである。</p> <p>※ 高額介護サービス費とは、利用者が負担する介護サービス1か月あたりの合計額が一定の上限額を超えた場合に、超過分を公費で支給する制度</p> <p>2 支給対象期間</p> <p>介護保険法上の消滅時効は2年間であるが、被保険者の不利益とならないよう、地方自治法上の一般的な債権の消滅時効を準用し、<u>5年間遡及</u>して支給する。</p> <p>対象期間は、平成29年1月利用分～令和3年9月利用分。</p> <p>3 対象人数及び金額</p> <p>(1) 対象人数 実人数 160人</p> <p>(2) 追加支給総額 1,691,055円 1人あたり最大171,833円</p> <p>4 予算措置</p> <p>早急に支給手続きを行うため、時効より前の分については、予算流用で対応。</p> <p>5 その他</p> <p>令和4年4月に、介護保険システムのプログラムを修正し、現在は正しく算定されている。</p>
問題点 今後の方針	該当者には、早急にお詫びと追加支給についての案内を送付し、追加支給する。

厚生委員会報告資料

令和4年8月19日

件名	足立福祉事務所滞納対策アクションプランの取組み結果について
所管部課	福祉部足立福祉事務所生活保護指導課
内容	<p>生活保護受給者が年金を受給した場合や収入未申告などの場合に発生する生活保護費返還金の収入未済額は年々増加しており、令和2年度決算実績で累計25億円超となった。この課題解決のため、滞納対策アクションプランに基づき取組みを開始した。</p> <p>1 取組みの内容</p> <p>(1) 組織体制 平成28年度から生活保護指導課に収納管理担当係長1名を新たに配置</p> <p>(2) 実施計画 令和3年6月に滞納対策アクションプラン（別紙3）を策定</p> <p>(3) 取組みの目的 ア 所内統一的な債権管理手順の確立や専門性の向上など適正な債権管理の推進 イ 収入未済額の減少 ウ 収納率の向上 ※ 令和2年度の足立区の収納率は23区内で3位</p> <p>(4) 主な取組み方針（具体案） ア 専管職員の配置と、区民部特別収納対策課との連携により、債権管理の専門性の向上 イ 支援相談体制の充実による債権発生抑止の強化と、積極的な財産調査による、メリハリのある徴収体制の構築 ウ 回収の見込みがない債権については、適正な手続きにより執行停止・欠損を実施 エ 国が定める手順での債権管理により、保護費の不納欠損に対する国庫負担金の増額確保</p>

2 取組み結果



- (1) 235,571千円を不納欠損（令和2年度 148,323千円）
- (2) (1)の結果、収入未済額が直近10年間で初めて減少
- (3) (2)を受けて、収納率が令和4年度から向上する見込み
- (4) 適正に債権管理した結果、欠損となった場合に交付される国庫負担金が70,010千円となる見込み（令和2年度 19,199千円）

3 令和3年度の主な取組み内容

回収の見込みが少ない債権について、区民部特別収納対策課との連携により回収の可否を判断し、債権の整理を行った。

- (1) 生活保護費返還金の状況（令和3年6月1日現在）（単位：千円）

債権区分		収入未済額	対応方針
保護受給中の方	強制	293,204	担当ケースワーカーが納付指導を行う。 ■財産の隠ぺい等が疑われる場合は、財産調査を実施
	非強制	770,352	

債権区分		収入未済額	対応方針
保護廃止の方	強制	634,087	債権額が高額または債務者死亡の案件のうち、年間80件程度を区民部特別収納対策課に移管し、財産調査や相続人調査を行う【取組み結果は(2)を参照】。 なお、移管しない債権については、福祉事務所において引き続き債権管理する。
	非強制	985,308	債権管理条例に基づき、回収の見込みが少ない少額債権(5万円未満)については、債権放棄を行う【取組み結果は(3)を参照】。 なお、他の債権については、福祉事務所において引き続き債権管理する。
債権合計		2,682,952	

※ 強制徴収債権とは、虚偽の申請その他不正な手段により保護を受けた場合に生じる徴収金で財産調査や差押え等の滞納処分が可能

※ 非強制徴収債権とは、不動産や受給可能な年金があり保護を受けた場合に生じる返還金

(2) 強制徴収債権の一部を区民部特別収納対策課へ移管(令和3年度新規)

		件数	金額
移管債権(※1)		85件	140,306千円
	調査完了	22件	50,420千円
	完済	5件	1,669千円
	執行停止相当	17件	48,751千円
	(執行停止相当のうち) 不納欠損	17件	48,751千円
	調査継続	63件	89,886千円

※1 保護廃止の方の強制徴収債権合計が572件634,087千円であり(令和3年6月1日現在)、そのうち、債権額が高額または債務者死亡の中から80件程度を選定して移管

(3) 債権管理条例に基づき5万円未満の少額債権を放棄（令和3年度新規）

	件数	金額
少額債権合計（※1）	4, 116件	86, 204千円
債権放棄、不納欠損 （※2）	329件	5, 727千円
納付指導継続	3, 787件	80, 477千円

※1 保護廃止の方の非強制徴収債権合計が8, 123件985, 308千円であり（令和3年6月1日現在）、そのうち、令第160条（非強制徴収債権）合計

※2 債務者が死亡、失踪、他団体で生活保護受給中の場合のみ債権放棄

4 令和4年度の実施

令和3年度の実施に加え、新たに以下の実施によりさらなる債権管理の強化を図る。

(1) 滞納整理専門員2名を採用

令和4年8月から、国税専門官の経歴を有する2名を生活保護費滞納整理専門員として採用し、非強制徴収債権の相続人調査と国庫負担金請求に向けた債権状況の確認を行う。

(2) 債権部会立上げによる実施強化

各福祉課1名ずつの職員で構成する債権部会を立ち上げ、以下の実施を推進する。

ア 債権管理に関する取扱基準の改正及び対応事例集の作成による福祉事務所内の債権管理事務の共通化

イ 生活保護システムのデータを活用した新たな返還金発生抑止に向けた調査研究

5 実施にかかる経費と歳入増

(1) 滞納整理専門員2名にかかる費用 3, 351千円（区の持ち出し）

※ 年間報酬6, 701千円×2名×1/4（区負担割合）

※ 滞納整理専門員が行う債権管理に関する事業は、生活保護適正化等事業に関する国庫補助金の交付対象事業であり、その経費の3/4が交付される見込み

(2) 国庫負担金交付見込

上記の実施により、不納欠損に係る国庫負担金は年々増加していくと見込んでいる。

	<p>千円</p> <p>不納欠損 (見込)</p> <p>区負担額 (見込)</p> <p>国庫負担金 (見込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区負担額 (見込)</th> <th>国庫負担金 (見込)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td> <td>170,904</td> <td>31,882</td> <td>202,786</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>173,404</td> <td>39,382</td> <td>212,786</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>131,789</td> <td>80,997</td> <td>212,786</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>106,021</td> <td>106,765</td> <td>212,786</td> </tr> </tbody> </table>	年度	区負担額 (見込)	国庫負担金 (見込)	合計	R4	170,904	31,882	202,786	R5	173,404	39,382	212,786	R6	131,789	80,997	212,786	R7	106,021	106,765	212,786
年度	区負担額 (見込)	国庫負担金 (見込)	合計																		
R4	170,904	31,882	202,786																		
R5	173,404	39,382	212,786																		
R6	131,789	80,997	212,786																		
R7	106,021	106,765	212,786																		
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>福祉事務所の職員に対し、債権管理や滞納を発生させないことの重要性を改めて認識させるとともに、引き続き、区民部特別収納対策課と連携し、適正な債権管理を推進していく。</p>																				

令和 3 年 6 月

足立福祉事務所 滞納対策アクションプラン
(令和 3 年度～令和 5 年度)

足立区 足立福祉事務所

1 はじめに

生活保護費返還金の収入未済額累計は令和元年度実績で約25億円（5ページ参照）となり、足立区の中でも最も多額な債権のひとつとなっている。

回収が困難な最大の理由は、生活保護費返還金はそもそも生活保護の受給期間中に発生した債権であり、返済資力が乏しく収納に結び付きにくいことにある。また、生活保護から脱却した場合であっても、生活水準が飛躍的に向上することは難しく、福祉事務所との関係が途切れてしまうことで納付交渉が困難となり滞納が継続する。生活保護費返還金に係るこうした事情が、収納率低下の要因となっている。

そうした中、平成30年10月の生活保護法（以下、「法」という。）改正により、法第63条返還金については、条件を満たせば強制徴収債権として徴収することが可能となった。そのため、令和3年度から強制徴収債権の一部（死亡廃止債権及び高額債権の計80件）を特別収納対策課に移管して、処理促進を図ることとした。

この機会をとらえ、今後新たに返還金を発生させない取組み（生活実態の正確な把握による資力の早期発見など）を強化しつつ、膨大な収入未済額を削減し得る「強制徴収債権」に力点をおいた「足立福祉事務所 滞納対策アクションプラン（令和3年度～令和5年度）」を策定し、適正な債権管理及び収納率向上を図っていく。

なお、国や都などの動向、社会経済情勢の変化、関連法令の改正など、今後の滞納整理事務を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行い、より効果的な滞納整理を行っていく。

【足立福祉事務所 滞納対策アクションプラン 基本方針】

- ① 相談体制の充実による発生抑止の強化と、積極的な財産調査の実施による、メリハリのある徴収体制の構築。
- ② 法第63条返還金について、法第77条の2の適用（強制徴収債権の適正な認定）を推進する。
※ 非強制徴収債権である法第63条返還金は、平成30年10月の法改正により法第77条の2に基づき決定することで強制徴収債権として徴収することが可能となったため。
- ③ 回収の見込みがない債権については、適正な執行停止・欠損の促進を図る。
- ④ 特別収納対策課との連携及び指導のもと、全福祉課内で統一した債権管理を図る。

【足立福祉事務所 滞納対策アクションプラン 最終目標（令和5年度）】

債権放棄による不納欠損を毎年度2億円以上とし、結果として下表のとおり収入未済額を削減し、収納率を向上させる。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入未済額	24.9億円	24.5億円	24.0億円
収納率	19.38%	20.66%	20.94%

2 返還金種別の説明

債権区分	種類	収入未済額 (令和3年2月1日現在)	内容
非強制 徴収債権 (※1)	生活保護法第63条 (以下、63条)	10億2千万円	不動産や受給可能な年金等の資力があるにもかかわらず、急迫等により生活保護費の支給を受けた場合に生じる返還金。 決定処理の遅延等により、遡及限界（前2か月）を超えて生じた過払い分についても適用する。
	生活保護法第78条 【平成26年7月改正前】 (以下、改正前78条)	3億7千万円	虚偽の申請その他不正な手段により保護を受けた場合に生じる徴収金。 なお、平成26年7月以降分は強制徴収債権になっている（下記、生活保護法第78条【平成26年7月改正後】を参照）。
	地方自治法施行令第160条 (以下、160条)	3億7千万円	年度をまたいだ戻入金のこと。戻入金とは、被保護者の生活拠点が在宅から入院・入所となった場合に、保護基準額が引き下げとなること等による保護費の過払いのこと。 1件あたりの債権額は4万円程度となっている。
強制 徴収債権 (※2)	生活保護法第77条の2 (以下、77条の2)	なし	区側の事務処理誤り等により発生したものでない63条の返還金については、77条の2に基づく決定をすることで、強制徴収債権として徴収することができるもの。 平成30年10月の法改正により可能となった制度で、今後取り組みを進めていく。
	生活保護法第78条 【平成26年7月改正後】 (以下、78条)	9億5千万円	虚偽の申請その他不正な手段により保護を受けた場合に生じる徴収金で、平成26年7月以降は強制徴収債権として徴収することができることとなった。 78条は、いわば損害追徴としての性格のものであり、63条に基づく費用の返還の場合と異なり、その徴収額の決定に当たり相手方の資力（徴収に応ずる能力）が考慮されるものではない。

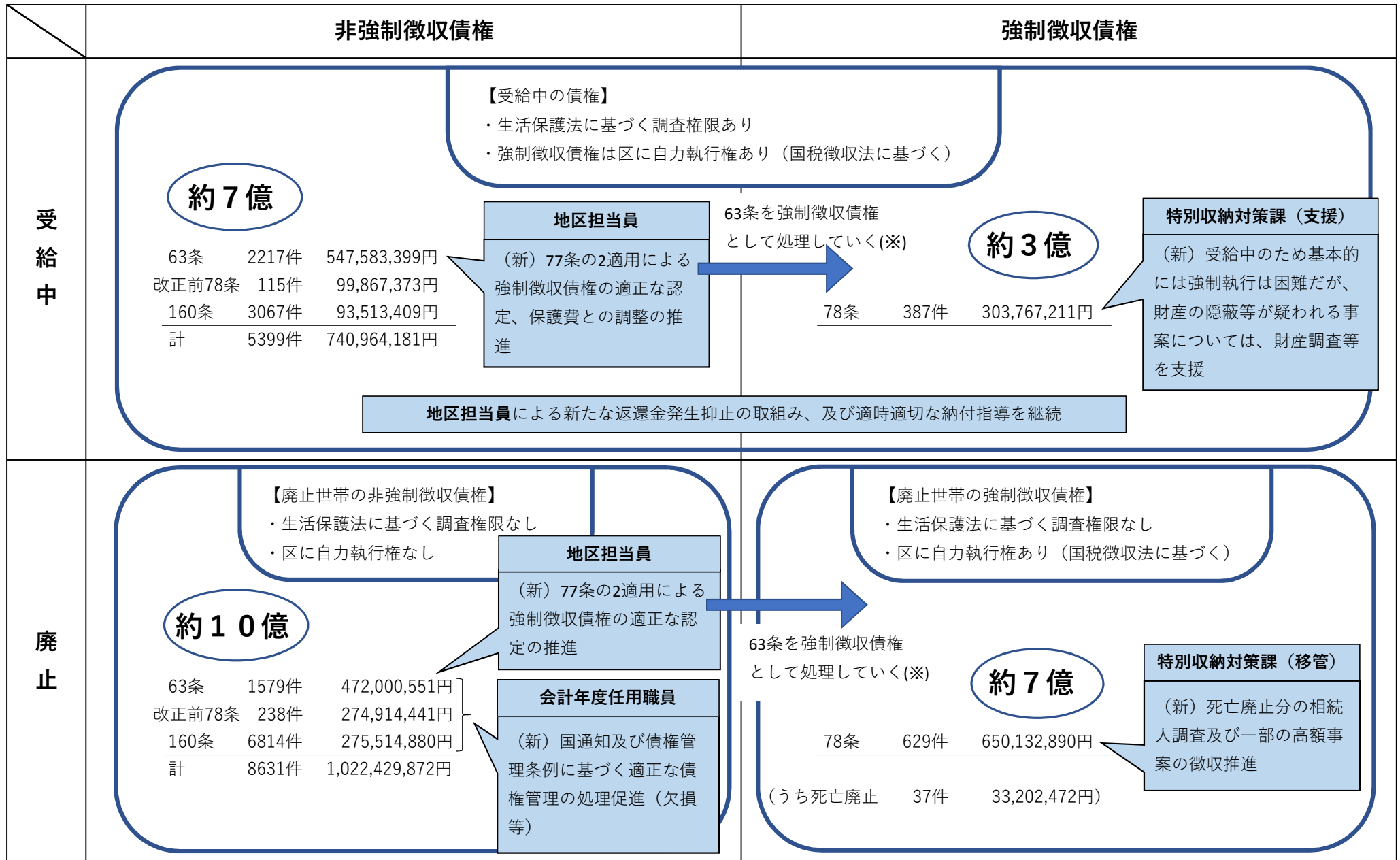
※1 非強制徴収債権とは、区が滞納処分を行えない債権のこと。そのため、裁判所に支払督促や訴えの提起等を通じて強制執行を行う。

※2 強制徴収債権とは、区が滞納処分（財産調査や給与・預貯金・不動産等の差押え等）を行える債権のこと。

3 生活保護費返還金の状況（全体像）

生活保護費返還金には、強制徴収債権と非強制徴収債権が混在し、また保護受給中か廃止かで下図のとおり4つに分類される。

（令和3年2月1日現在）



※平成30年10月1日以後に支払われた保護費に係る63条について、77条の2適用により強制徴収債権として処理することが可能となった。

4 基本方針と主な取り組み内容等

基本方針	主な取り組み内容	個別目標
<p>1 【相談体制の充実による発生抑止の強化】</p> <p>【積極的な財産調査の実施による、メリハリのある徴収体制の構築】</p>	<p>【相談体制の充実による発生抑止の強化】</p> <p>① 保護受給中の世帯に対し、訪問等により生活の実態を把握し、納付指導及び収入申告義務等の必要性を繰り返し説明する。</p> <p>② 返還金発生の原因を調査・分析し、それに対する対策を福祉事務所内で共有することで、新たな発生を抑止する。</p> <p>③ 会計年度任用職員2名を採用し、主に廃止世帯の非強制徴収債権の適正な管理を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いたずらに時効消滅とすることのないよう、地区担当員の徴収業務をサポートする。 ・債権管理条例に基づく債権放棄の検討など、回収及び欠損の処理を強化・促進する。 <p>【積極的な財産調査の実施】</p> <p>保護廃止済みの高額滞納事案及び保護受給中であっても、財産の隠蔽等が疑われる事案について、特別収納対策課の支援または移管により積極的に財産調査を実施する。</p>	<p>【区側の事務処理誤り等により発生する63条の発生率】</p> <p>5%減少（令和3年度中に返還金発生の原因分析を行う）</p>
<p>2 63条について、保護廃止後の徴収業務を見据えて、77条の2の適用（強制徴収債権の適正な認定）を推進する。</p>	<p>① 被保護者向けリーフレットを新たに作成、重要事項の説明・確認書に77条の2に関する項目を記載。</p> <p>② 77条の2適用にあたっての具体的な事務処理について、取扱基準を策定（令和3年6月末日途）。</p> <p>③ 今後新たに発生する63条のほか、法改正以後に決定した63条についても、77条の2を適用していく。</p> <p>※ 令和3年度中に新たな重要事項の説明・確認書を一齐徴取し、77条の2適用については中部第一福祉課及び中部第二福祉課から先行して実施し、77条の2を適用できる事案を検証したうえで、令和4年度から全福祉課で実施予定。</p>	<p>【77条の2適用額（新規発生分）】</p> <p>1億2,000万円</p>
<p>3 回収の見込みがない債権については、適正な執行停止・欠損の促進を図る。</p>	<p>① 財産調査の結果、回収の見込みがないと判断したものについて執行停止・欠損する。</p> <p>② 死亡廃止債権にかかる相続人調査の結果、相続放棄の意思確認ができたものを執行停止・欠損する。</p> <p>③ 債権管理条例の指針に基づき債権の放棄処理を促進する。</p> <p>※ ①②は特別収納対策課に債権を移管し調査を実施する。</p> <p>※ 上記の処理に基づき欠損した債権額を国庫負担金精算の対象に含め請求する（国庫負担金対象額の4分の3が交付される）。</p>	<p>【財産調査、相続人調査の移管件数及び執行停止・欠損額】</p> <p>移管：年間80件 合計8,000万円程度</p> <p>執行停止・欠損：4,000万円</p> <p>【債権管理条例による債権放棄（5万円未満の少額債権）】</p> <p>1,000万円</p>
<p>4 特別収納対策課との連携及び指導のもと、福祉事務所内における統一した債権管理を図る。</p>	<p>① 困難事例について、特別収納対策課の支援のもと、的確な徴収業務を推進する。</p> <p>② 新たに対応事例集を作成し、統一した債権管理を行うため、福祉事務所内において、連絡会を毎月1回実施する。</p> <p>※ 事例とは、債務者が自己破産や死亡した場合の処理方法や、納付を拒む場合の対応方法など。</p>	<p>【連絡会、事例集の作成】</p> <p>事例発生の都度</p>

5 アクションプランによる効果・成果

